

# ■住居表示台帳の再製について

誤った住所をつけると、

様々な損害が発生！

登記・契約住所の更正費用  
印刷住所の更正費用  
訪問・配達の不能  
等

40年近く経過する住居表示台帳は、摩耗や幾多の修正のみならず、現況地形との乖離が生じています。

今後、住居表示台帳と現況地形との乖離がますます大きくなると、誤った住所をつける可能性があります。正しい住所決定のために、現況地形に合わせて住居表示台帳を再製しています。

住居表示台帳を電子化することで、最新の道路台帳データが利用可能となるとともに、地番参考図等との重ね合わせも可能となります。これらシステムの補助により、継続して住居表示台帳の精度を保っていきます。

事前製図

現地調査

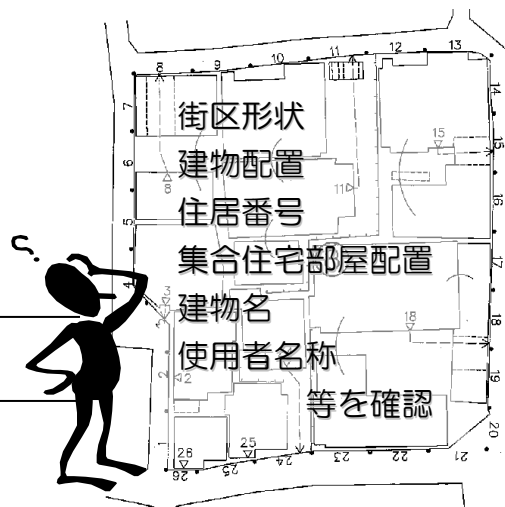
再製

道路台帳

- ・路政課所管
- ・道路法第28条
- ・データは年度更新
- ・紙は現在更新なし  
(最終平成21年)

調査用図面

- ・道路台帳
- ・現住居表示台帳
- ・その他地図
- ・宛名データ  
から作製



再製した  
住居表示台帳

調査用図面に  
調査結果を反映し、  
清書して作製